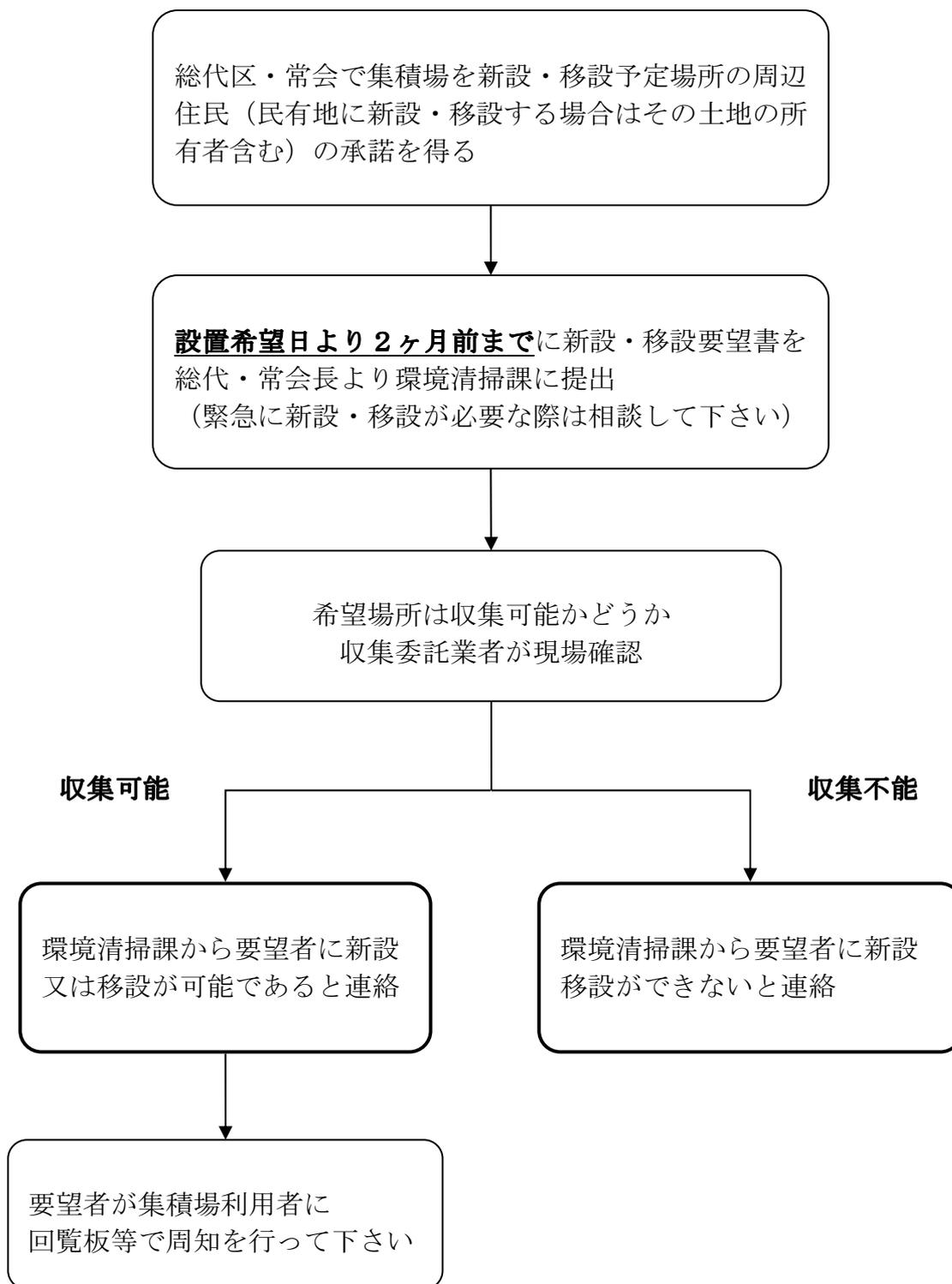


総代・常会が管理する燃やすごみ・資源物集積場の

新設・移設の流れ

平成27年7月1日



問い合わせ先 環境清掃課（クリーンセンター）

〒443-0105

蒲郡市西浦町口田土1 TEL0533-57-4100

FAX0533-57-3924

ホームページ

<http://www.city.gamagori.lg.jp/site/seiso/>

総代・常会が管理する燃やすごみ・資源物集積場の新設・移設 についての注意点

① 設置可能との連絡が来る前に利用者への周知はしないでください。

新設・移設予定場所の収集時に安全上の問題がないか収集委託業者が現地確認します。その結果、収集が不可能である場合もあります。

要望書を提出しても必ずしも希望の場所に設置できるわけではありません。そのため利用者への新設・移設の周知は環境清掃課から収集可能であるとの連絡がきてからにしてください。

② 収集開始希望日の2ヶ月前までには要望書をだしてください。

利用者への周知の時間も考え、余裕をもって収集開始希望日を設定していただくようお願いします。要望書様式はクリーンセンター（環境清掃課）に用意しています。環境清掃課のホームページからもダウンロード可能です。緊急の場合は環境清掃課に連絡して下さい。

申請書様式 <http://www.city.gamagori.lg.jp/site/seiso/syuseki.html#youbou>

③ 同じ場所に燃やすごみと資源物の集積場がある場合（又は新設を予定している場合）、同時に新設や移設をする際には燃やすごみ集積場・資源物集積場について、それぞれ別々に要望書を提出する必要があります。燃やすごみの収集車と資源物の収集車は、大きさが異なり、別々に現場確認をする必要があるためです。

④ 新設・移設の際は周辺住民との事前の協議をしっかりと行っていただき、後でトラブルにならないよう調整をお願いします。

問い合わせ先 環境清掃課（クリーンセンター）
〒443-0105 蒲郡市西浦町口田土1 TEL0533-57-4100 FAX0533-57-3924
ホームページ <http://www.city.gamagori.lg.jp/site/seiso/>